

○東温市子ども基本条例

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 子どもの権利と主体性(第3条―第8条)

第3章 大人の役割と責務(第9条―第12条)

第4章 子どもに関する施策(第13条―第18条)

附則

子どもは、その存在そのものが大いなる良さと可能性を持つ宝であり、社会の希望の光です。

全ての子どもには、安全で安心な環境の中で健やかに育つ権利があります。

大人や周囲の人々に守られながら自分の良さと可能性を発揮するとき、子どもは、自分のことだけではなく、共に生きる他者のことを考え、地域社会をより良くする力をもちます。

東温市に生きる私たちは、子どもと大人が積極的に関わり、耳を傾け合い、対話をしていきます。子どもと大人が互いを尊重し、学び合い、支え合うことで、より良いまちづくりを進め、一人ひとりの存在が輝く社会を実現していきます。

私たちは、大きく変容していく社会の今を生きる子どもたちが、自分の良さと可能性を発揮しながら希望に満ちた人生を力強く歩み、今を、そしてこれからも、他者と共に幸せに生きていくことのできる社会を築いていくことを願い、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)を基本的な理念として、子どもが持つ権利について、子どもと大人が互いに考え、理解を深めることによってこれが保障され、東温市に生きる子どもと

大人が共に自分も他者も大切にしながら心と身体が健康で幸せに暮らせることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例において、言葉の意味は次のとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の人その他これらの人と同等の権利を持つと認められる人
- (2) 保護者 子どもの親又は親に代わって子どもを養護及び教育する立場にある人
- (3) 学校など 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校など子どもたちが育ち学ぶことを目的とする施設や場所
- (4) 地域住民など 東温市(以下「市」という。)に住む人及び市で働いたり、市を訪れたりする人

第2章 子どもの権利と主体性

(生きる権利)

第3条 子どもには、安心して自分らしく生きていくために、次のような権利があります。

- (1) 大切な命が守られること。
- (2) 睡眠や食事が保障され、衛生的な環境の中で生活できること。
- (3) 病気やけがをしたら治療を受けられること。
- (4) 心や身体に及ぶいかなる虐待や暴力も受けないこと。
- (5) いじめやいかなる差別も受けないこと。

(育つ権利)

第4条 子どもには、夢と希望を持って健やかに育つために、次のような権利があります。

- (1) 学校などで学ぶことができること。
- (2) 必要な休息や遊ぶ機会が得られること。
- (3) 個性豊かに自分らしく育つことができること。

(守られる権利)

第5条 子どもには、一個の人格として守られるために、次のような権利があります。

- (1) 安全で安心な環境の中で生活できること。
 - (2) 個人の秘密が守られ、自尊心を傷つけられないこと。
 - (3) 気軽に安心して相談でき、必要な支援を受けられること。
- (参加する権利)

第6条 子どもには、自分や地域社会のことについて、自分の意思を表現するために、次のような権利があります。

- (1) 自分の意見や考えが尊重されること。
 - (2) まちづくりや地域の活動に参加すること。
- (自分で決める権利)

第7条 子どもには、成長の段階に応じた適切な支援を受けながら、自分のことを自分で決めるために、次のような権利があります。

- (1) 勉強、運動、遊びなど、自分の良さと可能性を発揮するための生活の仕方を決めること。
 - (2) 将来の目標や進路を決めること。
- (子どもの主体性)

第8条 子どもは、社会の一員としての自覚を持ち、その成長の段階に応じて次のことを自ら学び、考え、行動できるように努めます。

- (1) 基本的な生活習慣を身につけること。
- (2) 自分の良さと可能性を大切にし、それを発展させること。
- (3) 他者を尊重し、思いやること。
- (4) 自分と他者が共に幸せに生きるための約束やきまりを考え、守ること。
- (5) 目標を持ってあきらめず、前向きに生きること。

第3章 大人の役割と責務

(大人の役割)

第9条 大人は、第3条から第7条までに定める子どもの権利を保障し、第8条に定める子どもの主体性について、適切な支援に努めます。

2 大人は、子どもの話をよく聞き、自らの言葉や行動が子どもの模範となるように努めます。

(保護者の責務)

第 10 条 保護者は、子どもの育ちに関して第一の責任があることを自覚して、子どもが健やかに育つことができるように、愛情を持って養護及び教育に努めます。

(学校などの役割)

第 11 条 学校などは、子どもがそれぞれの良さと可能性を最大限に発揮できるように一人ひとりの人格を尊重しながら保育・教育活動に取り組みます。

(地域住民などの役割)

第 12 条 地域住民などは、子どもの安全を見守り、子どもの健やかな育ちにつながる声かけなど関わりを積極的に行うとともに、子どもが地域の活動に参画できるように努めます。

第 4 章 子どもに関する施策

(市の責務)

第 13 条 市は、子どもの権利を保障するため、関係する機関、団体などと連携を図り、子どものための適切な施策を総合的に進めます。

2 市は、子どもの意見が適切に施策に反映されるように、制度の整備と充実に努めます。

(子育て家庭への支援)

第 14 条 市は、子どもの健やかな育ちのために、保護者が適切な養護及び教育ができるように、子育て家庭の支援に関する総合的な施策の充実に努めます。

(子どもの相談への対応)

第 15 条 市は、子どもが安心して悩みを相談でき、その悩みに速やかに対応し適切に解決できるように、相談体制の整備と充実に努めます。

(いじめや虐待などへの対応)

第 16 条 市は、関係する機関、保護者、地域住民などと連携を図り、いじめ、児童虐待などの予防と早期発見による速やかな解決に全力で取り組みます。

(子どもの安全を守る取組)

第 17 条 市は、子どもが災害、交通事故、犯罪などのあらゆる危険から守られ、安心して生活できるように、安全な環境づくりに努めます。

(広報と啓発)

第 18 条 市は、全ての市民が子どもの権利について考え、理解を深めるように、必要な広報と啓発に努めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。